

## 相馬市企業誘致用地等登録制度実施要綱

### (目的)

第一条 この要綱は、市内に所在する未利用の土地及び建物を、企業誘致のための土地及び建物（以下「企業誘致用地等」という。）として市の台帳に登録し、市内に立地を希望する企業等に情報を提供すること（以下「企業誘致用地等登録制度」という。）により、企業立地の促進を図り、もって産業の振興及び安定的な雇用機会の拡大に資することを目的とする。

### (登録の要件)

第二条 企業誘致用地等として登録することができる土地又は建物は、次の各号（土地にあつては第三号を、建物にあつては第二号を除く。）のいずれにも該当するものとする。

- 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項に規定する工業専用地域、工業地域若しくは準工業地域内に所在する土地又は企業誘致の適地として市長が認める土地であつて、法人が所有する概ね三千平方メートル以上の一団の土地であること。
- 二 土地の境界が明確であり、所有権の権利の帰属について争いのない土地であること。
- 三 建物の場合は、前号に掲げる土地に立地し、その所有者が土地の所有者と同一であること。
- 四 地上権、抵当権その他所有権以外の権利が設定されていない土地又は建物であること。ただし、当該権利の抹消が確実な物件である場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、企業誘致用地等として登録することができる土地又は建物を所有する法人の代表者が、相馬市暴力団排除条例（平成二十四年相馬市条例第三十二号）第二条第三号に規定する暴力団員等

又は同条例第九条に規定する社会的非難関係者であるときは、企業誘致用地等として登録することができる土地又は建物から除くものとする。

(登録の申請等)

第三条 企業誘致用地等として登録を希望する者(以下「申請者」という。)は、企業誘致用地等登録申請書(様式第一号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

一 企業誘致用地等の位置図

二 企業誘致用地等の現況写真

三 その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、企業誘致用地等登録台帳(以下「台帳」という。)に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、台帳に登録をしたときは企業誘致用地等登録通知書(様式第二号)により、不相当と認めるときは企業誘致用地等未登録通知書(様式第三号)により、申請者に通知するものとする。

(登録事項の変更又は取消し)

第四条 前条第三項の規定による登録の通知を受けた申請者(以下「登録者」という。)は、台帳の登録事項に変更が生じたとき、又は登録を取消ししようとするときは、速やかに企業誘致用地等登録事項(変更・取消)届出書(様式第四号)により、市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第五条 市長は、台帳に登録された企業誘致用地等(以下「登録企業誘致用地等」という。)が次の各号のい

ずれかに該当するときは、当該登録を抹消するとともに、企業誘致用地等登録抹消通知書（様式第五号）により、登録者に通知するものとする。

一 第二条の規定による登録の要件に該当しなくなったとき。

二 前条の規定による取消しの届出があったとき。

三 売買及び賃貸借の契約が成立したとき。

四 登録した日の属する年度の翌年度から三年を経過したとき。

五 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

六 前各号に掲げるもののほか、市長が登録を抹消する必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、同項第四号に該当することにより登録を抹消されたときは、抹消された登録者は、改めて第三条第一項の規定による登録の申請を行うことにより、再登録することができるものとする。

（情報の提供）

第六条 市長は、登録企業誘致用地等に係る情報を市のホームページ等で周知するとともに、市に詳細な情報の提供を希望する者（以下「希望者」という。）から情報の提供に関する申出があったときは、登録者が公表を同意した情報（以下「有用情報」という。）を提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、希望者が市の企業誘致の方針に該当しない者であるときは、有用情報を提供しないものとする。

（交渉等）

第七条 登録企業誘致用地等の利用に係る交渉並びに売買及び賃貸借の契約（以下「交渉等」という。）については、当事者間でこれを行うものとする。

2 市長は、登録企業誘致用地等の情報収集及び情報提供のみを行うものとし、前項の交渉等については関与せず、それらに係る一切の責任を負わないものとする。

3 登録者は、市の企業誘致の方針を理解し、市の企業誘致の方針に該当する企業等に対し、登録企業誘致用地等に係る交渉等を行うよう努めるものとする。

4 登録者は、登録企業誘致用地等に係る交渉等が終了したときは、速やかにその結果を市長に報告するものとする。

(委任)

第八条 この要綱に定めるもののほか、企業誘致用地等登録制度の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和五年十二月一日から施行する。